

市職員の給与などを公表します

市では、市民の皆さんに、より一層のご理解を得るため、市職員の給与などのあらましを公表します。市職員の給与は、人事院および県人事委員会が、毎年民間事業所の給与などの実態や生計費、物価などを調査し、それに基づき国家公務員、県職員の給与改定が必要な場合に出す給与勧告を参考に、国、県、近隣市の給与などを考慮し、市長が給与条例の改正を市議会に提案し、市議会の審議を経て決定されています。

問い合わせ職員課へ内線364

人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (10.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	8年度の 人件費率
9年度	16万1千554人	429億5千183万5千円	12億4千445万円	107億8千517万8千円	25.1%	23.6%

注)実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。
人件費：特別職(市長、助役、収入役と議員など)に支給される給料、報酬を含みます。

職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況 (平成10年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
狭山市	32万9千854円	39万4千256円	38歳10月	33万1千602円	38万5千450円	48歳3月
国	31万5千850円		39歳3月	28万3千812円		47歳8月

注)一般行政職：技能労務職以外で消防職、教諭、企業職員などを除く職員です。
技能労務職：用務員、給食調理員、自動車運転手などです。
給与：給料に職員手当を加えたものです。

職員の初任給の状況(平成10年4月1日現在)

区分	狭山市		国		
	決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額	
一般行政職	大学卒	17万9千800円	19万2千800円	17万3千円	18万7千円
	高校卒	15万500円	16万6千200円	14万700円	15万500円

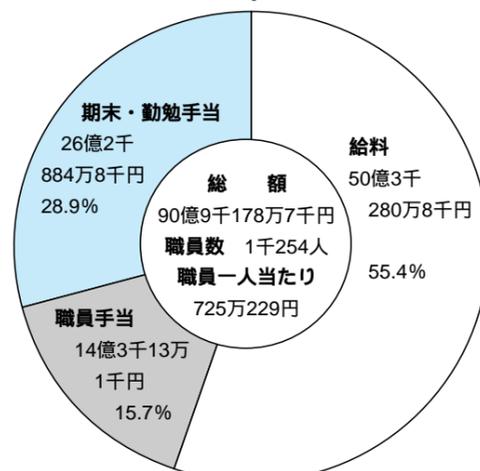
職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況 (平成10年4月1日現在)

区分	経験年数	7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
		一般行政職	大学卒 24万2千871円	28万5千163円
	高校卒	20万8千583円	24万729円	30万2千430円
技能労務職	大学卒			
	高校卒	20万6千400円	22万9千762円	28万9千558円

特別職の報酬等の状況 (平成10年4月1日現在)

区分	給料月額等	
給料	市長	97万円
	助役	81万5千円
	収入役	75万円
	議長	51万5千円
報酬	副議長	46万5千円
	常任委員長	45万5千円
	議会運営委員長	45万5千円
	議員	44万5千円
期末手当	市長	(支給割合) 6月期 2.2月分
	助役	12月期 2.5月分
	収入役	3月期 0.55月分
	議長	計 5.25月分
	副議長	
	議員	

職員給与費の状況(一般会計平成10年度予算)



注)職員手当は退職手当を含みません

一般行政職の級別職員数の状況

(平成10年4月1日現在) 職員数838人

8級	部長	10人(1.2%)
7級	次長	16人(1.9%)
6級	課長	55人(6.5%)
5級	課長補佐	65人(7.8%)
4級	係長	200人(23.9%)
3級	主任	273人(32.6%)
2級	主事・技師	189人(22.5%)
1級	主事補・技師補	30人(3.6%)

注)1 狭山市の給与条例に基づく給料表の級別区分による一般行政職の職員数です。

2 職名は、それぞれの級に該当する標準的な職務内容です。

参考) 狭山市の総職員数は1,357人です。

障害者の雇用率は、全体で23.1%です。

職員手当の状況

区分	狭山市	国
期末手当・勤奨手当	(平成9年度支給割合)	(平成9年度支給割合)
	期末手当 勤奨手当	期末手当 勤奨手当
	6月期 1.6月分 0.6月分	6月期 1.6月分 0.6月分
	12月期 1.9月分 0.6月分	12月期 1.9月分 0.6月分
	3月期 0.55月分 —	3月期 0.55月分 —
計	4.05月分 1.2月分	計 4.05月分 1.2月分
退職手当	(支給率：平成10年4月1日現在)	(支給率：平成10年4月1日現在)
	自己都合 勤奨・定年	自己都合 勤奨・定年
	勤続20年 21.0月分 28.875月分	勤続20年 21.0月分 28.875月分
	勤続25年 33.75月分 44.55月分	勤続25年 33.75月分 44.55月分
	勤続35年 47.5月分 62.7月分	勤続35年 47.5月分 62.7月分
最高限度額	60.0月分 62.7月分	最高限度額 60.0月分 62.7月分
手当	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 退職時の特別昇給 勤続20年以上 2号	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算) 退職時の特別昇給 1号

注)狭山市は、埼玉県市町村職員退職手当組合(県下141団体が加入)に加入しており、同組合の支給条例に基づく支給率です。

時間外勤務手当

9年度	支給総額	3億1千153万6千163円
	職員一人当たりの支給年額	22万6千737円
8年度	支給総額	3億6千861万6千267円
	職員一人当たりの支給年額	26万6千920円

扶養手当・住居手当・通勤手当

区分	内容	国との異同
扶養手当	①配偶者 1万6千円	同じ
	②配偶者以外の扶養二人まで 5千500円	
	③配偶者がいない場合の一人め 1万1千円	
	④配偶者が扶養親族でない場合の一人め 6千500円	
	⑤その他は一人につき 2千円	
	⑥満16歳以上満22歳以下の子等一人につき 4千円加算	
住居手当	①借家・借間 1万2千円を超える家賃額に対してその家賃額に応じ2万7千円を限度として支給	①同じ
	②持ち家 5千円	②異なる
通勤手当	①交通機関等利用者 4万5千円を限度として1カ月の運賃相当額を支給	①同じ ②異なる
	②交通用具使用者	
	▶2km~5km未満 4千円	
	▶5km~10km未満 6千100円	
	▶10km~15km未満 8千500円	
	▶15km~20km未満 1万900円	
	▶20km~25km未満 1万3千300円	
	▶25km~30km未満 1万5千700円	
	▶30km~35km未満 1万8千100円	
	▶35km~40km未満 2万500円	
▶40km以上 2万2千900円		
▶2km未満 1千500円 (交通機関、交通用具使用者に限る)		

調整手当(平成10年4月1日現在)

支給対象地域	全地域
支給率	10%
支給対象職員数	1千369人
国の制度(支給率)	3%
支給対象職員一人当たりの平均支給年額(9年度決算)	40万7千735円

特殊勤務手当

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	40.5%
支給対象職員一人当たり平均支給年額	1万7千704円
手当の種類(手当数)	20種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 夜間特殊業務手当、保育手当、消防職員出動手当、清掃作業手当
	多くの職員に支給されている手当 夜間特殊業務手当、保育手当、消防職員出動手当